



福岡市育成会だより

第158号

発行所 社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3-39 福岡市市民福祉プラザ4階

TEL.092-713-1480

この会報は、
共同募金の配分を
受けて作成した
ものです。



ありがとうございました

ごあいさつ

社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会

理事長 花田敏秀

今年の夏は全国的にことのほか暑く、熱中症にかかる人もたくさん出たと聞いています。まだまだ残暑厳しい折ですが皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

さて4月1日の理事会で大きな功績を残されました向井前理事長を引き継ぎまして理事長に選任されました花田でございます。育成会だよりの発行にあたり一言ごあいさつさせていただきます。

障がいのある人が暮らす地域には、さまざまなバリアが存在しています。「物理的なバリア」これは分かりやすいと思いますが住宅や公共建築物、公共交通サービス等の中にあるバリアです。また「心理的バリア」もあります。これは目に見えづらいのですが一人一人の意識の中にあるバリアです。差別や偏見がこれに当たります。この他にも「情報とコミュニケーション」のバリアもあります。さらに制度上のバリアもあります。欠格条項等です。障がいのある人の生きづらさをなくしていったり、少なくしていったりするためにはこれらのバリアを低くしたり、なくしていったりしなければ

なりません。

ところで、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律案」が国会に提出され現在、国会閉会中の審議となっております。これは成年被後見人が不当に差別されないよう、いわゆる欠格条項等の見直しを行うものですが、全国手をつなぐ育成会連合会は各地区の育成会(福岡市育成会も福岡市内を選挙区にする議員)を通じて早期成立を目指して国会議員に要望書を提出しました。

また、福岡市では平成30年6月22日に障害者差別禁止条例が制定されました。これに関しましては高島市長を始め福岡市とりわけ保健福祉局障がい者部の格別な協力と市議会議員の皆様そして5年前に福岡市内の40あまりの障がい者団体が参加して「福岡市に差別禁止条例を作る会」を結成して活動した結果できたものだと思います。障がいのある人の立場から見ればまだまだ十分ではない処もたくさんあると思いますが、それは3年後の見直しに向けた課題だと捉えています。

この会に育成会としましても副代表の一人として向井前理事長を送り出し主要なメンバーの一つとして取り組んできました。差別事例の相談体制が実のあるものになるのか、合理的配慮が福岡市民の皆様に浸透して、差別がない障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに向けて動き出すのか、条例が出来た後の実態把握をして検証していくことが必要になると思います。育成会としても引き続きこの問題に取り組んでまいります。

皆様のご協力をいただきながら微力ではありますが目の前にある課題を一つ一つクリアして育成会の活動を少しでも前進させていきたいと思っておりますので今後とも法人の活動にご支援、ご理解をいただきますようお願いしましてはなはだ簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

なお、次回より引き続きこの育成会だよりで「働く」「暮らす」「親亡き後」「権利擁護」等の課題につきまして特集を組んでいきたいと思っておりますのでこちらの方もよろしくお願ひします。

地域とのつながりについて

ひまわりパーク六本松 今 林 映一

今回のテーマは「地域」ですが、地域とはすなわち顔の見える関係かと思えます。

ひまわりパーク六本松は本年4月に7年目を迎えました。これまで保護者及び育成会関係者の皆様そして草ヶ江校区の皆様のおかげで支援助のお陰で利用者が安心して通え、元気に活動できる事業所に成長していることに改めて感謝申し上げます。さらに本年3月には特定医療法人財団 博愛会様から当事業所に対して多額の寄付をいただきました。博愛会病院の職員食堂に設置された募金箱に職員皆さんから1食ごとに10円の寄付がなされ、1年間で当事業所を含め3団体に寄付をなされたそうです。当事業所は本年度に様々な計画を検討しており、励ましとなる貴重な浄財です。博愛会病院様との交流は、病院職員の方がボランティアで毎月、健康教室の講師として健康問題、加齢や熱中症など時季に応じた健康指導をご指導

いただいたいているつながりかと思えます。近年、台風や豪雨等により被災された皆様の再建へのよりどころは、顔の見える地域の存在かと思えます。改めて「地域」を考えると、まず顔の見える身近な校区などのつながりが大事です。校区の民生委員さんが毎月初めにボランティアとしての作業支援や、校区の人権尊重推進協議会の広報啓発活動に当事業所のアートグッズが採用されるなど事業所が地域の一員として皆さんとのつながりを感じることができ、心強いものがあります。

さらに、広い意味で「つながり」を考えると、当事業所のカレンダーをはじめアートグッズ販売や、絵やデザインが企業等に採用されることで県内を超え関西、首都圏の皆さんに当事業所のアートグッズが少しずつ知られ、応援のお手紙やフェイスブックへのコメントをいただくことが増えました。遠く

ます。改めてアートの力を再発見します。今後とも地域とのつながりに向けて、また六本松において開かれた事業所に向けて地域の障がいのある方々との交流や近隣の事業所との連携などを図ることが重要と思えます。幸いにも来年3月に音楽や絵画などのアートのイベントを開催しますので、多くの皆様との交流が深まればと期待しています。



知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんの有る方のための

ぜんちの あんしん保険
東京海上日動の個人賠償責任補償付
少額短期健康総合保険(無告知型) 2016年創設

こんな時に使えます

- 病気・ケガ・入院 最高日額1万円
- 虐待・差別を受けた 弁護士費用補償
- 他人のものを壊してしまった 個人賠償責任補償最高5億円

東京海上日動と提携 最高5億円 (総合生活保険(個人賠償責任補償))
引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

特別支援教育を必要とされている方のための保険

ぜんちの こども傷害保険
東京海上日動の個人賠償責任補償付
権利補償補償付傷害保険(2016年創設)

こんな時に使えます

誤って物を壊してしまう... 日常生活でケガをすることが多い... トラブルに巻き込まれた際、誰も助けてくれない...

個人賠償責任補償最高5億円 | 入院・通院を日額保障 | 弁護士がサポート

詳しい資料のご請求・お問合せは下記まで

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」【約款】東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

<代理店> **株式会社グッド・サポート**
TEL: 092-263-6771
FAX: 092-263-6772
〒812-0037
福岡県福岡市博多区御供所町2-63
博多パルビル3F

ぜんち共済株式会社
ZENCHI 関東財務局長(少額短期保険)第14号
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号岩本町シティプラザビル5F
コールセンター
0120-322-150
ぜんち共済 <http://www.z-kyosai.com/>
[2017年12月作成 17-T08668]

ネット申込・年払・月払OK | クレジットカード払OK ※ネット申込のみ

理事長退任に当たって

向井公太

少し時間が経過しましたが、去る3月末に理事長職を退任いたしました。平成22年11月からほぼ8年近く、務めさせていただきました。この間、常に意識してまいりましたのは育成会の役割です。機会あるごとに職員の方々に話しをしました。育成会の役割は保護者・障がいのある人の願いを形にすることである。ということでした。この考え方は現在でも変わりませんが、一方で、社会福祉の流れや法律や制度も大きく変わり、時には自分自身の思いと社会の流れにずれを感じたこともありました。

8年間の中で、様々な経験をさせていただきましたが、今、一番強く残っているのは人材育成の重要性です。物はお金で買えますが、人だけはそうはいきません。長い時間が必要で、そして辛抱強く取り組む必要があります。そして、一法人だけで対応できる範囲も限られています。今、国においても人の確保のための取り組みがなされていますが、根本的には、長い期間を見通し、国民全体の生活の安定を図るための福祉政策に関する国の考え方によるところが大きいと思います。ただし、今やれることは法人内でもやるべきことは多くあり、人の育成は最も重要な課題であると思います。最後になりましたが、目の前の事柄にのみとらわれることなく、障がい者福祉はどうあるべきかということも考えながら行動する育成会であってほしいと思っています。皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

平成29年度 社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会 決算報告

貸借対照表

平成30年3月31日現在

資産の部		負債の部	
流動資産	397,358,992	流動負債	44,863,919
現金預金	304,448,288	固定負債	109,883,576
その他の流動資産	92,910,704	負債の部合計	154,747,495
固定資産	616,534,518	純資産の部	
基本財産	385,061,892	基本金	120,909,330
その他の固定資産	231,472,626	国庫補助金等特別積立金	153,843,572
		その他の積立金	125,940,231
		次期繰越活動増減差額	458,452,882
		純資産の部合計	859,146,015
資産の部合計	1,013,893,510	負債及び純資産の部合計	1,013,893,510

(単位:円)

福岡市消費生活センターからのお知らせ

「見守り」と「気づき」で障がい者の消費者トラブルを防ごう

- ★障がいのある方、特に知的障がいや精神障がいがある方は知らない人とのコミュニケーションが得意ではなく、その場での確かな判断や対応が出来にくいことがあるため、悪質商法の被害に遭いやすい傾向があります。
- ★被害の早期発見、また被害を繰り返さないためにも、家族や周りの人は、日ごろから様子を気にかけて、生活の変化をなるべく早く察知することが期待されます。障がいのある方の思いを大切に、本人の意向に沿いながら支援しましょう。
- ★消費者トラブルで困っている様子に気づいたら、福岡市消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン188)

豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください！

- ★災害による被害で、修理などが必要な場合でも、慌てずに複数の業者から見積もりを取ったり、家族や周囲の方などに相談し、十分に検討したうえで契約しましょう。
- ★悪質業者に自然災害によるものと偽れば住宅の経年劣化を自己負担なしで修理できると話を持ち掛けられる場合があります。請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは自分で損害保険会社が代理店に連絡し、保険支払いの対象となるのか等を確認しましょう。
- ★義援金は確かな団体を通して送るようにしてください、振込口座がその確かな団体の正規のものであることも確認してください。
- ★困ったときは、福岡市消費生活センターにご相談ください。



相談急増 ハガキによる架空請求

- ★ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- ★行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報 報を知られてしまったりするケースもあります。
- ★このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- ★困ったときは、福岡市消費生活センターにご相談ください。



ショッピングモールで勧誘されたウォーターサーバー

- ★ショッピングモール等の店舗内に設置された特設ブースで、勧められたウォーターサーバーがよさそうに思えても、自宅に設置出来るのか、水の交換が一人で出来るのか等、実際に管理・取扱いが出来るのか、本当に必要かどうかを契約前によく考えましょう。
- ★ウォーターサーバーのレンタル契約は、契約期間が複数年と定められていたり、途中解約すると解約料が発生したりするので注意が必要です。契約する際は、管理・取扱い方法だけではなく、契約金額や解約条件等、契約内容をよく確認しましょう。
- ★困ったときは、福岡市消費生活センターにご相談ください。



お金・労働の問題など、生活上のトラブルに対して法律の相談ができる窓口として、国が設立した「法テラス」という法人があります。次に法テラスについての説明です。



法テラスではこんなことをやっています



電話などで法制度・相談窓口などの情報を無料で提供します

法的な問題なのか分からないことでも、法テラスの職員が電話や面談でお話をお伺いし、債務整理の方法や成年後見の手続などの、一般的な法制度や適切な相談窓口をご案内します。

電話での情報提供をご希望の場合には、

法テラスサポートダイヤル おなやみなし ☎0570-078374

(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00)をご活用下さい



弁護士・司法書士による無料法律相談や、弁護士・司法書士費用の立替制度を行っています(収入・資産要件あり)

経済的に余裕のない方が訴訟などをする場合に、弁護士・司法書士による無料法律相談や法テラスの「弁護士・司法書士費用の立替制度」を利用できます(収入・資産要件あり)。争いの相手から金銭等を回収することができた場合を除き、立て替えた費用は分割払いにすることができます。

※ 生活保護を受給している等の事情がある場合には、立て替えた費用の返済を猶予・免除できることがあります



法テラスの利用方法や業務内容を説明いたします

法テラスの職員が訪問して、法テラスの無料法律相談や弁護士・司法書士費用の立替制度などの利用方法をはじめとする業務内容をご説明いたします。小規模な勉強会や集合研修の1コマにもお伺いいたします。

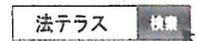
何かご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください



☎ 0503383-5501



どこに相談に行けばいいの？



〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目14-12 南天神ビル4階

業務時間：毎週月～金曜日9:00～17:00

法テラスは国が設立した公的な法人です。

保護者会だより

障がいのある子どもと、その家族の命を守るために ～「こども福祉避難所」構想～

今津特別支援学校長 森 孝 一

1 熊本地震の教訓

平成28年4月14日に熊本地域において前震、その2日後に本震が発生した。熊本市から福岡市教育委員会に支援依頼の第一報が入ったのはその1週間後である。筆者は、その翌日に被災地のニーズを把握するため、熊本市の各学校を訪問した。そして、約3か月にわたり、直接的・間接的に支援活動を行い、いくつかの課題を教訓として整理した。

主な教訓は、次の5点である。1点目は、指定避難所では、障がいのある子どもたちは多様な困難と直面し、車中泊を余儀なくされたこと。2点目は、2次的避難所である福祉避難所の多くは機能しなかったこと。特に、特別支援学校の子どもの利用は少数であった。3点目は、特別支援学校は指定避難所の指定はされていなかったにもかかわらず地域住民が避難してきた学校があったこと。4点目は、指定避難所等の指定を受けていなかったために、役所等からの応援や飲料水・非常食等の支援助物資が届かなかったこと。5点目は、特別支援学校の施設等を有効に活用する仕組みがなかったこと。以上の教訓を踏まえ、福岡市教育委員会は「福岡市立特別支援学校防災推進マニュアル」を作成した。

災害時避難について

福岡市手をつなぐ育成会保護者会
下山 いわ子

この度の台風や大雨で被災された方に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。7月の台風や大雨の時に災害を身近に感じた方も多いのではないのでしょうか。

災害時避難について自分事として考えておきましょう。今回は、福岡市立今津特別支援学校校長森孝一先生にこども福祉避難所について寄稿していただきました。

2 教訓を踏まえた対策

(1) 支援学校の「こども福祉避難所」



福岡市では市立特別支援学校を福祉避難所として開設可能としたのは、平成25年度版福岡市地域防災計画に明記されてからである。しかし、周知が不十分で、具体的な対策等が不明確だったために、特別支援学校の保護者等から多くの不安の声があがっていた。また、特別支援学校においても、防災対策(特に、避難所運営等の準備)の意識や取組は不十分であった。仮に、子どもたちが在校中に被災した場合、災害の種類や規模により、児童生徒は帰宅困難とな

熊本地震の学校課題を30項目抽出したチェックリスト

課題番号	【詳細基準】 A 対応策について十分に検討 B 検討中である C 検討していない	評価
1	発災後の保護者や職員への伝達方法や手順を明確化し周知しているか。	
2	児童生徒等の安全確認をするための訪問担当者等を明確にしているか。	
3	発災直後の避難者受け入れのための具体的な安全対策を明確にしているか。	
4	避難者受け入れのニーズに応じた避難エリアを明確にしているか。	
5	宿泊を伴う避難者対応のための人的措置(担当者)を明確にしているか。	
6	保護者等と連携して、学校における備蓄を確保しているか。	
7	備蓄が不足した場合、確保するための方法や担当者等を明確にしているか。	
8	支援助物資等の避難者への配付方法(優先順位)等について、ある程度明確にしているか。	
9	トイレが停止した場合を想定してトイレの用水を確保するための計画を立てているか。	
10	避難教諭を中心に感染症予防の対策について明確にしているか。	
11	非常用発電機を定期的には確認させ、使用目的や方法を明確にする必要訓練制度等を実施しているか。	
12	避難所を開設した場合、学校職員の駐車場の確保を念頭に計画を立てているか。	
13	情報伝達の方法がわかるよう、計画や準備を確保しているか。	
14	避難所を開設した場合、換気設備の設置を含めた計画を立てているか。	
15	持病のある方や高気圧にさらされた方のためのエリアや場所等の計画を立てているか。	

り、一定期間学校での避難生活を送ることになることを想定すると、指定避難所等の指定の有無にかかわらず、全ての支援学校は避難所の開設・運営等のノウハウを持つておく必要がある。

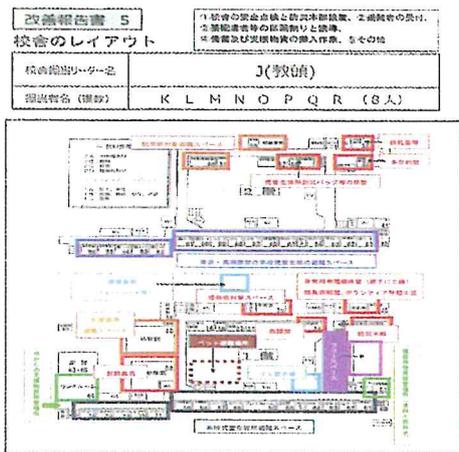
(2) 各学校における改善報告書の作成
マニュアルでは、支援学校における防災対策の充実を図るため、7つの改善報告書の作成と提出を義務付けた。

改善報告書1は熊本地震の課題を30項目に集約して各校でチェックを行うもの(左表は15項目のみ表示)。

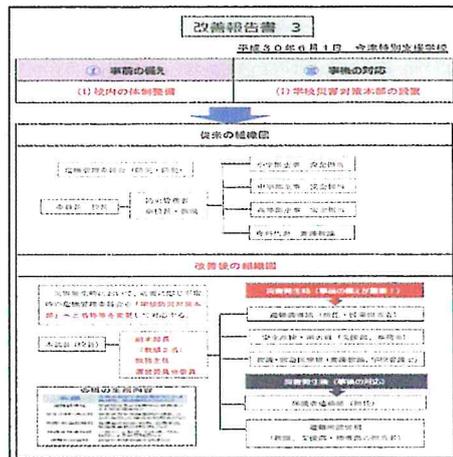
改善報告書 2	
平成30年6月1日 今津特別支援学校	
I 事前の備え	
(1) 校内の体制整備	確認したらチェックを入れましょう。 P16
(2) 教職員の手袋基準（地震）	確認したらチェックを入れましょう。 P17
(3) 二次災害等を想定した備え	確認したらチェックを入れましょう。 P17
(4) 発災時等に必要となる備品や備前	確認したらチェックを入れましょう。 P18
(5) 保護者・PTA等との連携	確認したらチェックを入れましょう。 P19
(6) 地域等と連携した体制整備	確認したらチェックを入れましょう。 P22
(7) 指定の振り回しチェックリスト	確認したらチェックを入れましょう。 P23
II 発災時 ～初期対応～	
(1) 発災時の基本的対応	確認したらチェックを入れましょう。 P24
(2) 発災場所（時刻）別の対応	確認したらチェックを入れましょう。 P24
III 事後の対応	
(1) 基本的な動き	確認したらチェックを入れましょう。 P25
(2) 学校災害対策本部の設置	確認したらチェックを入れましょう。 P26
(3) 福祉避難所開設のプロセス	確認したらチェックを入れましょう。 P26
(4) 避難所開設・運営等の留意点	確認したらチェックを入れましょう。 P28



改善報告書2は、左図のように時系列で、具体的な対応に関するチェックを行った。



改善報告書4、6は、避難所開設を想定し施設のレイアウトをデザインした。報告書4は「体育館」、報告書5は「校舎」、報告書6は「駐車場」である。本文では報告書5「校舎のレイアウト」を例示する。



改善報告書3は、実効性を念頭に学級組織を見直した。

保護者等との確認事項	
確認事項の例	
体制整備と備蓄	<input type="checkbox"/> 障がい特性に応じた災害時の使用物品の確認 <input type="checkbox"/> 医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の確認 <input type="checkbox"/> 個人用の必要物品の防災リュックの準備 <input type="checkbox"/> 登下校中に発災した場合の準備（スクールバス・自主通学） <input type="checkbox"/> 登下校中の発災時における探索保護など保護者との連携・協力 <input type="checkbox"/> 関係機関との事前の協議（福祉サービス事業所や企業等）
避難訓練等	<input type="checkbox"/> PTAと連携し、保護者への連絡を含めた避難訓練の実施 <input type="checkbox"/> 保護者と一緒に避難所生活等の疑似体験、高等部生徒の避難所開設や運営協力の体験、非常用発電機を使った医療的機器の試運転など

(3) 保護者との連携
避難所運営の基本は共助である。特に保護者との連携・協力は不可欠であり、左表のような事項を確認している。

改善報告書7 全職員対象	
防災担当(班)名	学校防災対策本部(本部長)
氏名	校長 森孝一
段階別	自分の役割及び具体的な行動
I 事前の備え	<ul style="list-style-type: none"> ①防災に関する改善報告書を共有性のある内部に定める。特に、組織の役割と避難所運営の役割を明確に定める。 ②防災の訓練等に協力を促す。 ③保護者と連携し、避難計画の作成・実施を進める。 ④在学中の安全・安心に係る在籍生等との連携を図る。 ⑤校内の避難訓練等の実施を図る。
II 発災時～初期対応～	<ul style="list-style-type: none"> ①在学中に発災した場合、教職員は、児童生徒を安全な場所等に避難させていっしょに避難指示を行う。 ②発災時、防災対策本部等の役割を明確に把握し、危険地域への立ち入りは避ける。 ③在学中の児童生徒の安全管理、避難行動の記録、応急処置の対応を把握し、必要に応じて行う。
III 事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ①速やかに学校防災対策本部を設置する。 ②発災時の経緯を確認し、各担当に指示を行う。 ③児童生徒等の安全・安心の確保など確認し、適切に対応する。 ④必要に応じて地域への情報提供及び学校の安全管理を行う。 ⑤防災学校の児童生徒と保護者の安全確認と連携を指示する。

改善報告書7は、教職員の意識を高めるため作成する。参考までに筆者校長の報告書を例示する(左表参照)。

西区役所の安全・安心係等との連携
～防災協議（H30.6.25）で確認したこと～

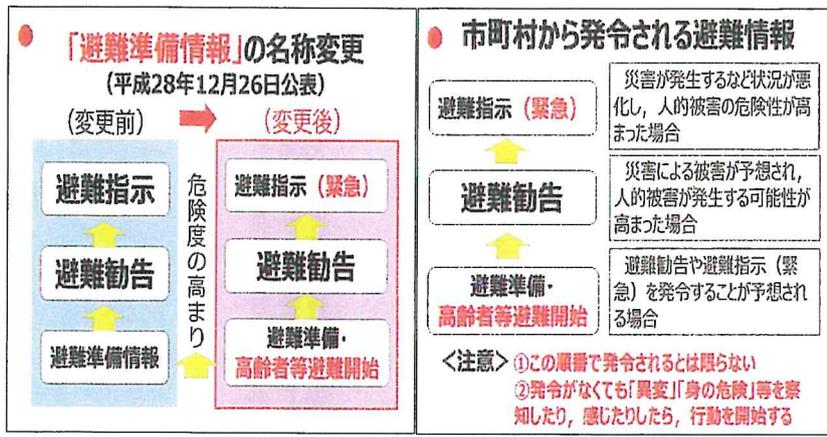
「特別支援学校」の存在を忘れないでほしい！

- ①地域住民の避難は想定されにくい。保護者と連携し、安全な避難(生活)を確保すること。
- ②指定避難所と同じように、必要な支援物資等を届けてほしいこと。

(4) 区役所との連携
支援学校は、二次的避難所の位置付けであるが、在校中の発災を想定し、行政(区役所)との連携は必要である。



また、備蓄については、本校PTAを中心にイオンの黄色いレシートキャンペーンを活用し、集まったレシートの合計金額の1%分で、災害時の保存水等を購入している。



3 平成30年7月豪雨での対応

気象庁は、西日本を中心に降り続いた記録的な大雨を「平成30年7月豪雨」と命名した。

本校では、子どもたちとその家族の被害等を最小限に抑えるために、次の2点の対策を講じた。

1 点目は、市町村から発令される避難情報等を正しく理解するためのプリントを全保護者対象に配布したと(左図参照)。

福岡市立今津特別支援学校 校長 森 孝一 氏

昭和57年、北九州市の小学校教諭として採用。平成元年に、福岡市に人事異動。小学校や特別支援学校に勤務した後、福岡県教育センター研究主事、福岡市教育委員会教職員課主任人事主事、発達教育センター指導係長など、教育行政職を歴任。その後「博多高等学園」校長。平成25年度より発達教育センター所長。平成30年4月より現職「今津特別支援学校」校長。

【主な著書】

- ①「LD・ADHD 特別支援マニュアル」
- ②「ADHDサポートガイド」
- ③「LD・ADHD・高機能自閉症 就学&学習支援」
- ④「特別支援教育を進めるための学校変革マネジメント」

※いずれも明治図書より出版

2 点目は、避難勧告等と大雨特別警報が発令された時点で、全保護者対象に「避難先で困った場合、学校に避難できるよう準備を進めている」ことを安んずるよう準備を進めていたこと。実際に全安心メールで配信したこと。実際には避難者はなかったが、「いざとなれば支援学校に避難できることを知って心強かった」等の感想が寄せられている。

4 おわりに

時間の経過とともに、自然災害の恐怖等が風化され、危機意識が薄れやすい。私たちは、時々被災地等に足を運ぶなど防災意識を高め、事前の備えを一歩ずつ進めることが求められている。

このたび、西日本を中心とする豪雨により、各地で人的被害及び家屋の倒壊・浸水等の甚大な被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と被災された皆さまの健康と生活再建を心よりお祈り申し上げます。

本会では、激甚災害が指定されたこの度の豪雨により、甚大な被害を受けた育成会会員に対して生活支援、復興支援等のお役に立てていた、ため、災害支援義援金の募集致します。

皆さまからお預かりしました義援金は全額、全国手をつなぐ育成会連合会を通じて、被災された

義援金受付窓口 お問い合わせ先について

社会福祉法人
福岡市手をつなぐ育成会事務局
TEL:092-713-1480
FAX:092-715-3561

平成30年7月豪雨災害義援金にご協力をお願いします

育成会会員にお届けいたします。皆さまの温かいご支援をよろしく願いたします。

寄付のお礼

(平成30年4月～平成30年7月)

- 福岡ひまわりの里
ひまわり園保護者会 様
高宮校区民生委員・
児童委員協議会 様
- ひまわり園
古川ヒデ子 様
奥村 和正 様
- ひまわりパーク六本松
大西 悦子 様
ペン書道 寿楽園教室 様
- 早良ひまわりハウス
ひまわり園保護者会 様
- 法人
古川ヒデ子 様

ありがとうございます。
大切に使用させていただきます。

